

小矢部市

自動販売機設置

公募型プロポーザル募集要項

令和8年1月

小矢部市が行う自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集を次のとおり実施する。

1 概要

（1）事業名

小矢部市民図書館の自動販売機設置

（2）設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（3）契約方法

公募型プロポーザル方式

（4）事務局

ア 担当部署 小矢部市教育委員会 文化スポーツ課

イ 所在地 小矢部市本町1番1号

ウ 連絡先 (電話) 0766-67-1760 【内線 553】 (FAX) 0766-67-3154

エ 電子メール bunspo@city.oyabe.lg.jp

2 公募物件

[別紙1]物件明細書のとおり

3 応募資格

本件に応募しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 小矢部市において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び市税に滞納がない者であること。
- (5) 申込の日から過去1年間において、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有する者であること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有する者であること。（該当するものがある場合のみ。）

4 公募条件

（1）使用料率

売上額の10%以上とする。

（2）設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置すること。また、電力使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行うこと。

5 応募申込方法等

応募希望者は、下記の書類を提出し、参加申込を行うこと。

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式第1号）…1部
- イ 企画提案書（様式第2号）…1部
- ウ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））の写し…1部
- エ 国税及び市税の納税証明書の写し…各1部
- オ 過去1年間に自動販売機設置運営事業を行った実績を証明する契約書等の写し…1部
- カ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- キ 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）
- ※ 上記ウ及びエの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限る。

(2) 提出先

小矢部市教育委員会 文化スポーツ課

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時

(4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便（提出期限内必着）により提出すること。

持参の場合の受付は、開庁日（土、日、祝日を除く日）の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 最低使用料率を下回るもの。
- イ 応募資格がない者が提案したもの。
- ウ 日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの。
- エ 企画提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- オ その他企画提案に関する条件に違反したもの。

(6) 申込みに当たっての留意事項

受付期間内に限り企画提案を辞退することができる。

6 企画提案書作成上の留意事項

(1) 企画提案書の書式（様式第2号）を使用すること。

- ア ページ番号を付番すること。

- イ A3サイズの参考資料（図面等）がある場合は、A4サイズに折り込むこと。

(2) 企画提案書の制限

- ア 企画提案書に盛り込む提案は、一案とすること。
- イ 企画提案書は、必要に応じて記入欄の追加等を行い簡潔に記載すること。
- ウ 原則として文字サイズは 11 ポイント以上を使用すること。

(3) 企画提案書の構成

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載し、設置する自動販売機のカタログ等の資料を添付すること。

- ア 設置する自動販売機の種類、機能等、サイズ及び貸付希望面積
 - (ア) 使用済み容器回収ボックスの設置（台数等）についても提案すること。
 - (イ) 貸付希望面積には、機器の放熱余地、転倒防止器具等の付属設備及び使用済み容器回収ボックスを含む。
 - (ウ) 配置図を添付すること。
- イ 主な販売予定商品（1 台当たりの商品構成）、販売価格表、販売商品の入れ替え、販売商品の特徴
- ウ 管理体制
- エ 環境への配慮
- オ 災害時の対応
- カ ユニバーサルデザインへの配慮
- キ 使用料率
- ク その他特出すべき事項（A4 片面 1 枚）

(4) 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 市からの疑義事項照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがある。

(6) 企画提案書の取扱い

- ア 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- イ 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更是原則として認めない。
- ウ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査等の過程で複製することがある。
- オ 小矢部市情報公開条例（平成 12 年条例第 30 号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

7 質問及び回答

質問は、質問書（様式第 4 号）により提出することとする。

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時

(2) 提出方法

事務局メールアドレス宛の電子メールに添付すること。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出も可とする。

電子メール又はFAX送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うこと。

8 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書を[別紙2]企画提案書の評価方法に基づき、書類審査を行う。

(2) 設置事業者の公表等

審査結果については、令和8年3月13日（金）までに企画提案者に書面にて通知するとともに応募件数及び契約候補者については、市ホームページで公表を行う。

(3) 公募の中止・延期

経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和8年3月19日（木）までに市有財産使用申請書を提出すること。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかったとき。

(2) 設置事業者が応募要件を満たさなくなったとき。

11 契約に関する主な条件

(1) 使用料

提案頂いた使用料率に売上を乗じた金額をもって使用料とする。

(2) 自動販売機に係る光熱水費

自動販売機に係る光熱水費については、全額設置事業者の負担とする。

(3) 使用料及び自動販売機に係る光熱水費の納入

使用料及び自動販売機に係る光熱水費は、小矢部市が発行する納入通知書により、小矢部市が指定する期限までに全額納付すること。

(4) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用小メーター設置費を含む。）及び維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とする。

(5) 売上報告書の提出

小矢部市は、許可物件について隨時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがある。

(6) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがある。